

藤沢市立看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

藤沢市長



藤沢市条例第36号

藤沢市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

藤沢市立看護専門学校条例（昭和44年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「10,000円」を「16,000円」に改める。

第6条中「14,700円」を「17,700円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市立看護専門学校条例第4条の規定は、令和10年4月1日以後の入学を志願する者に係る入学試験料について適用し、同日前の入学を志願する者に係る入学試験料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市立看護専門学校条例第6条本文の規定は、この条例の施行の日以後の月に係る授業料について適用し、同日前の月に係る授業料については、なお従前の例による。